

定 款

ディップ株式会社

1997年 3月 14日	会社設立	改 正	2009年 5月 23日	改 正
1998年 5月 21日	改 正		2010年 5月 22日	改 正
1999年 9月 8日	改 正		2012年 5月 26日	改 正
2000年 2月 18日	改 正		※2012年 9月 1日	改 正
2000年 2月 24日	改 正		(※2012年4月27日取締役会決議内容)	
2001年 5月 30日	改 正		2013年 5月 25日	改 正
2002年 5月 24日	改 正		2015年 5月 23日	改 正
2002年 6月 20日	改 正		2015年 7月 10日	改 正
2003年 5月 30日	改 正		(※2015年7月10日取締役会決議内容)	
2003年 8月 22日	改 正		2016年 5月 28日	改 正
2003年10月 22日	改 正		2017年 5月 27日	改 正
2004年 6月 1日	改 正		2018年 5月 30日	改 正
2004年10月 20日	改 正		2019年 5月 29日	改 正
2006年 5月 27日	改 正		2022年 5月 24日	改 正
2007年 5月 26日	改 正		2023年 5月 24日	改 正
2009年 1月 5 日	改 正		2024年 5月 23日	改 正

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ディップ株式会社と称し、英文では、dip Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ダイレクトメールの封入、発送代行業務
2. 電子計算機、通信機などの情報処理機器の販売
3. 経営コンサルタント業
4. 通信販売業務
5. 情報提供サービス業
6. 広告代理店業務
7. インターネット上のショッピングモールの開設
8. インターネット上のホームページ検索ソフトウェアの販売
9. インターネットでの広告業務
10. インターネットなどのネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
11. インターネットにおけるサーバー仲介業務
12. インターネットの接続業、アクセスサービス業
13. インターネットのホームページの企画立案
14. インターネットを利用した各種情報提供サービス
15. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
16. 電話受信発信事務代行業務
17. 人材育成のための教材の制作及び販売並びに教育事業
18. 教育セミナー等の企画、開催事業
19. 各種教育及び、体験学習のための講師派遣事業
20. ベンチャービジネスへの投資及びその養成
21. 投資事業組合財産の運用及び管理
22. 有価証券の取得及び保有
23. 他の事業者の経営・資本政策に関するコンサルティング
24. インターネットを用いた管理ツールの開発及び販売
25. 情報通信技術を用いた商品・サービスの企画立案、販売及び販売事務代行事業
26. 新素材を用いた商品・サービスの企画立案、販売及び販売事務代行事業
27. 生成AI商品・サービスの企画立案、開発、運用、保守、販売及び販売事務代行事業
28. イベントの企画、立案、運営
29. 各種商品の販売
30. 前各号に付帯・関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法に

より行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、213,400,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱いならびに手数料等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び最高経営責任者)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（C E O）を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任軽減等)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において選任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から（翌年）2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第44条 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当会社は、毎年2月末日または8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

以上